

# デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

平成 29 年 12 月 4 日

令和 3 年 4 月 1 日 改正

## 1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

## 2 小黑板情報電子化の実施

本工事は、工事写真の全部又は一部についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施することができる。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施する場合は、工事契約後、実施に必要な対象機器等の資料を添付した書面により監督員の承諾を得るものとする。

小黑板情報電子化を実施する工事では、以下の 3 から 6 の全てを実施することとする。

## 3 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、写真管理基準等（※）に示す黑板に記載する項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

## 4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準等に示す黑板に記載する項目による。

ただし、小黑板情報電子化を実施する工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 5 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準等及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については写真管理基準等及びデジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 6 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、第 4 項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に、請負人は URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

（※）写真管理基準等：「[水道工事施工管理基準](#)」 4 工事写真撮影基準をいう。